

政府調達の自主的措置に関する主なご意見・ご要望への回答

＜全分野共通：資料提供招請・意見招請＞

- 仕様書案の意見要望を提出しても、項目の変更あり、なしに関してその理由が公表されることがない。

（回答）

資料提供招請や意見招請に対していただいたご意見への回答については、必要に応じて各調達 機関ホームページ等で公表するなど、円滑な調達の実現に向けて各省において取り組んでいる ところです。

個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。

＜苦情処理制度活用を検討＞

- 苦情対象先との関係悪化が考えられ、今後の商取引に悪影響が出る可能性がありハードルが高い。

（回答）

政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るため、政府は政府調達苦情検討委員会を設置し、政府調達における苦情の受付・処理体制を整備しています。

政府調達苦情検討委員会は、WTO政府調達協定が求めている、苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局に設置された機関です。構成員は、申し立てられた苦情に関して利害関係を有しない有識者であり、外部からの影響を受けずに苦情の検討に当たります。

また、苦情処理制度を活用した事業者を調達機関が商売上不利な立場におくことは、同協定に違反することとなることから、政府としても同協定を遵守すべく、調達機関に対して指導の徹底を図っているところです。

＜「情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」による政府の取り組み＞

● 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に関しては、有効な取組と考えられるが、実運用が各府省、各案件に委ねられ、その深さも異なるように見受ける。層別（例えば情報システムの規模別等）の適用基準を設ける、運用状況の実態調査制度を設ける等されてはいいか。

（回答）

政府情報システムには多種多様な情報システムが含まれており、各情報システムが支えるサービス・業務内容も多種多様となります。また、サービス・業務の根拠となる法令、情報システム上で取り扱う情報やステークホルダーも多種多様となります。以上から、金額規模等の一律な基準で層別に分けること自体が困難な状況にあります。なお、政府情報システムの整備や運用について、ITマネジメントという観点では個々のプロジェクトを管理する組織(PJMO)が主体となりますが、ITガバナンスという観点では各府省のデジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、PMO等の体制を確立し、PJMOの管理や支援を行うこととしています。ITガバナンスとITマネジメントの観点を合わせて、標準ガイドラインに基づいた活動を推進しています。

＜その他＞

● 昨今はクラウドを前提とした情報システムの調達が主流となってきているが、クラウド固有サービスに依存し、クラウドサービス事業者選定の公平性が担保されない場合がある。極論すれば、クラウドサービス事業者は、一旦受注すると随意契約となる場合が多い。クラウドサービスとその上にあるアプリケーション等のサービスの疎結合により、適宜双方の事業者がベンダーロックインとならないように、調達要件の見直しを行えるように改善願いたい。

（回答）

クラウドサービスを提供する事業者によるベンダーロックインを回避するため、デジタル社会推進標準ガイドライン群において、選択するクラウドサービスの満たすべき条件やクラウドサービスを利用する際にベンダーロックイン対策の観点から注意すべき点を記載するなど、クラウドサービスを利用する場合においても、ベンダーロックインの防止に向けて取り組んでいるところです。

個別の調達案件につき、ご意見等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。

<その他>

- GEPS(政府電子調達システム)への開札結果の更新が長期間行われないケースがある。
速やかな更新と、状況や更新見通し等が参照できるようにしていただきたい。

(回答)

GEPS では落札者を決定した場合、入札結果は速やかに公開される仕組みとなっております。開札結果が反映されない場合、例えば再入札が実施されている等、手続き上の理由によって落札者が決定されていない状況と考えられます。

システムで自動判定できるものではないため、開札状況の確認をしたい場合は、当該案件を取り扱っている各調達機関窓口へお問い合わせください。